

○長浜市地域除雪作業委託補助金交付要綱

平成19年9月1日告示第205号

改正

平成29年12月15日告示第340号

平成30年4月1日告示第152号

平成30年7月1日告示第225号

令和5年4月1日告示第166号

長浜市地域除雪作業委託補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、除雪の促進を図るため、自治会及び地域づくり協議会（以下「自治会等」という。）が降雪期における地域の生活道路の確保のために自主的に行う機械除雪作業委託に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、自治会等が生活道路の確保のために業者又は自治会等の区域の住民（以下「地域住民」という。）に委託する機械除雪作業とし、次の各号に定める要件の全てを満たすものとする。

- (1) 自治会等と業者間又は自治会等と地域住民間で委託契約を締結していること。
- (2) 除雪作業を行う路線で、次のいずれかに該当すること。
 - ア 除雪指定路線以外の市道
 - イ 車両通行可能な生活道路で沿線におおむね5戸以上の住居を有する路線
 - ウ 小学校、中学校又は義務教育学校の通学路に指定されている路線
 - エ 除雪指定路線に付帯する歩道
 - オ その他、市長が特に必要と認めた路線
- (3) 除雪作業を行う際の積雪深は、10センチメートル以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内の自治会等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、機械除雪作業の委託料とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業委託料は、時間当たりの除雪単価に実稼働時間を乗じた額とし、出動の準備時間及び待機時間は、対象としないものとする。
- (2) 業者による機械除雪作業における時間当たり除雪単価については、市が設定する機械除雪単価以内とする。
- (3) 地域住民による機械除雪作業における時間当たり除雪単価については、人件費のみを対象とし、市が設定する人件費単価以内とする。

(補助率等)

第5条 補助率は、自治会等が支払う委託料の50パーセント以内とする。ただし、実施状況により補助対象額又は補助対象時間の上限を設ける場合がある。

(計画書の提出)

第6条 補助金を受けようとする自治会等は、あらかじめ地域除雪作業委託事業（変更）計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を、別に定める日までに市長に提出しなければならない

い。

- 2 規則第4条第1項に規定する事業計画書は、計画書の提出をもって提出されたものとみなす。
(内定の通知)

第7条 市長は、計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助対象事業として適当と認めたときは、速やかに自治会等に対し内定（変更）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による内定通知を受けた自治会等は、速やかに契約書等、契約内容のわかるものを提出しなければならない。

(内定の変更)

第8条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、前条の規定による内定通知を受けた後、当該内定通知を受けた補助事業等の内容に変更が生じたときは、速やかに当該事業内容の変更を計画書により市長に届け出なければならない。

- 2 第6条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

(補助金の交付申請等)

第9条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除雪委託作業の内訳表
- (2) 除雪日誌
- (3) 領収書等、支払が確認できる資料

- 2 規則第14条に規定する実績報告は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

- 3 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月15日告示第340号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の長浜市地域除雪作業委託補助金交付要綱第7条の規定による内定を受けているものは、改正後の長浜市地域除雪作業委託補助金交付要綱第7条の規定による内定を受けたものとみなす。

附 則 (平成30年4月1日告示第152号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月1日告示第225号)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第166号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

地域除雪作業委託事業（変更）計画書

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ [※]

電 話 番 号 _____

[※] 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

1. 除雪作業委託計画

・ 除雪計画路線及び延長 L = _____ km

・ 除雪作業指示責任者

住所 _____ 氏名 _____

・ 除雪作業委託者

（業者に委託） 業者名 _____ 代表者氏名 _____

（地域住民に委託） 氏名 _____ 氏名 _____

氏名 _____ 氏名 _____

・ 使用除雪機械名称及び規格

メーカー名 _____ 型式 _____ バケット容量 _____

メーカー名 _____ 型式 _____ バケット容量 _____

・ 除雪作業予定単価（委託業者又は地域住民に支払われる時間当たりの単価）

8 時～ 2 0 時 _____ 円／時間 2 0 時～ 8 時 _____ 円／時間

・ 除雪平均時間（計画路線を除雪完了するために要する平均所要時間）

_____ 時間

2. 添付書類

・ 除雪計画平面図（除雪路線図）

（行政が除雪を実施している路線及び当該補助事業で除雪を行う路線を明示してください。

地図はインターネット等で公開されている地図等で構いません。）

・ 使用除雪機械写真

（上記「使用除雪機械名称及び規格」と照合できるよう、機械正面と側面に標記されている型式がわかるように撮影した複数枚の写真を添付してください。業者に委託する場合は銘板

（製造者、型式、製造年月日等を車体に表示したプレート）の写真若しくは車検証の写しも必要です。）

3. その他

除雪委託期間は 1 2 月 1 日から翌年 3 月 1 5 日までの期間内とし、除雪作業開始積雪深は 1 0 cm 以上とします。

表面だけでは記入しきれない場合はこちらにご記入ください。

・ 除雪作業委託者

(業者に委託)	業者名	代表者氏名
	業者名	代表者氏名
(地域住民に委託)	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名

・ 使用除雪機械名称及び規格

メーカー名	型式	バケット容量
メーカー名	型式	バケット容量
メーカー名	型式	バケット容量
メーカー名	型式	バケット容量
メーカー名	型式	バケット容量

第 号
年 月 日

長浜市長

内定（変更）通知書

先に地域除雪作業委託（変更）計画書の提出のあった 年度地域除雪作業委託補助事業において、次のとおり補助事業に内定（変更）しましたので通知します。

記

1 事業の内容

地域除雪作業委託補助事業における委託方法

2 補助金の算定基準

時間当たりの作業単価について

昼間（8時から20時まで） 円／時間の1/2以内の補助とする。

夜間（20時から翌日8時まで） 円／時間の1/2以内の補助とする。

3 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 補助金交付の条件

この補助事業の執行にあたっては、長浜市地域除雪作業委託補助金交付要綱及び長浜市補助金等交付規則によること。